

こんにちは ふくま健治です

活動報告ニュース
2012年4月号

こんにちは、市議会議員のふくま健治です。梅のつぼみも開花をはじめ、ひと雨ごとに春に近づきつつあります。

市議会一般質問の要旨を報告します。

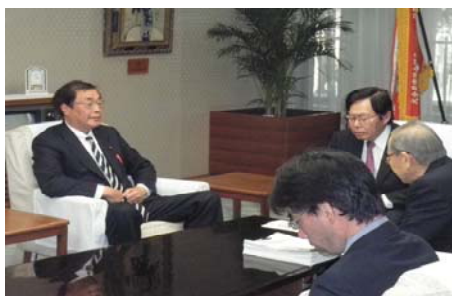
「社会保障と税の一体改革」 国へ反対の意見をあげよ



福間議員は、消費税込が大分市の社会保障・福祉予算に充当されているのか。「社会保障と税の一体改革」による大分市民と地域経済への影響について、日本共産党の消費税ストップ・社会保障拡充、財政再建の「提言」について、質問しました。財務部長は「国の財政負担を次世代に先送りすることなく、持続可能な社会保障制度のために『必要不可欠』と認識している」などと国いいなりの姿勢に終始しました。

国保税の値上げ中止を

一般会計繰り入れ、財政調整基金の活用を要求



福間議員は「パート収入で月8万円、国保税は前年所得で課税されるため、今は毎月8千円の分納といわれていますが、この支払いもできません」(パート女性57歳)など市民の声を紹介しながら、これ以上の値上げは市民の負担能力の限界を越えています。一般会計からの繰り入れの増額、財政調整基金の運用などで、値上げ中止を求めました。

市民部長は「税率改正をしないことを目的にした一般会計からの繰り入れは、極力慎むべき」との姿勢で、市民の切実な願いに応えようとしない冷たい答弁でした。

生活保護費の不支給額

5年で194万円にも

本人からの収入申告額無視、「最低賃金制」で収入認定

福間議員は、Mさんの昨年11月分では、Mさんの収入申告額は3万2千円に対し、福祉事務所の計算は時給643円で1日7時間、月25日就労したとして得た11万2,525円から基礎控除2万4,080円を差し引き、8万8,445円を就労収入として認定している。その差額は56,445円であることを指摘。10数年間こうしたことが行われていたとするならば、憲法25条に基づく生存権を侵害する許されない行為と厳しく批判。

Mさんが生活保護を受給した平成11年8月から平成24年1月までの、本人からの月額収入申告額と福祉事務所が最低賃金制で算定したとされる収入認定額、及びその差額について明らかにすることを求めました。

福祉保健部長は「調査できた5年間分で差額は約194万円であることを明らかにし、5年以前の分についても調査をすることを約束しました。」

歩道が新しくなりました。

———大道2丁目———



市政報告会の案内でだされた、歩道の整備が、このほど完成しました。

暮らし・地域の問題など

ご意見・ご要望をおよせください。

ふくま健治生活相談所

大分市東大道3-2-6
546-4505 (FAX兼用)
携帯090-2714-5612

